

27	都市整備局	不動産取引に係る啓発事業等
事業概要	<p>不動産取引の安全を期するため、宅地建物取引業者に対する指導・監督を着実に実施するとともに、“かしこい消費者づくり”すなわち一般消費者等に対する不動産取引に関する知識の啓発を行っている。</p> <p>また、一般消費者がいつでも業者情報を入手できるよう、平成15年3月からインターネットによる「宅地建物取引業者の免許情報提供サービス」を行っている。</p>	
これまでの経過	<p>宅地建物取引業法違反の業者に対する指導・監督を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般消費者がいつでも業者情報を入手できるよう、インターネットによる「宅地建物取引業者の免許情報提供サービス」を行っている。 2 不動産取引に関する相談を不動産業課及び特別相談室で行っている。 3 平成16年4月から、賃貸ホットラインを設置し、賃貸借契約に係る電話・窓口相談を行っている。 	
現在の進行状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 インターネット情報照会利用状況件数（平成25年3月末現在 1,282,375件） 2 不動産取引に関する相談件数（平成25年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> 〔来庁相談〕 本庁相談窓口 3,284件 特別相談室 1,529件 〔名簿閲覧〕 22,127件 〔一般電話相談〕 23,234件 〔業者電話相談〕 14,317件（業法第50条第2項の相談を含む） 3 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の公布（平成16年3月31日） 4 説明を適正に行うために必要な事項及びモデル説明書の作成（平成16年7月1日） 5 賃貸住宅トラブル防止ガイドラインの作成（平成16年9月16日、平成25年4月改訂） 6 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の施行（平成16年10月1日） 7 条例・ガイドライン概要版リーフレットの作成（平成18年1月31日） 	
今後の見通し	<p>東京都賃貸住宅紛争防止条例や「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」の普及により、賃貸借に関する紛争を未然に防止するとともに、説明義務等の違反があった場合には、指導・勧告を行うなど適切な対応を行っていく。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 住宅政策推進部 不動産業課	電話 03-5320-5072